

岩手県告示第 367 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり開始する。

平成 20 年 4 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共下水道の名称 二戸市特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区域
 - (1) 幹線管渠 二戸市浄法寺町向田 41 番地 1 地先から下前田 20 番地 65 地先まで
 - (2) 終末処理場 二戸市浄法寺町向田 41 番地 1 地先
- 3 工事の内容 幹線管渠及び終末処理場の設置
- 4 工事の開始の日 平成 20 年 4 月 25 日